

静岡県警察リクルーター運用要綱の制定について

(平成22年3月2日例規第19号)

この度、別添のとおり「静岡県警察リクルーター運用要綱」を定め、平成22年4月1日から施行することとしたので誤りのないようにされたい。

別添

静岡県警察リクルーター運用要綱

第1 趣旨

この要綱は、警察職員募集活動の効果的運用を図るため、静岡県警察リクルーター(以下「リクルーター」という。)の運用について必要な事項を定めるものとする。

第2 任務

リクルーターの任務は、次に掲げるものとする。

- (1) 出身校その他の学校(以下「学校」という。)への訪問に関する事。
- (2) 採用説明会の補助に関する事。
- (3) 個別相談に関する事。
- (4) 採用辞退の防止対策に関する事。
- (5) 採用広報活動に係る調査及び研究に関する事。

第3 指定

1 所属長は、職員の中から次に掲げる要件のほか、リクルーターとしての適性を有すると認める者を、静岡県警察リクルーター推薦書(様式第1号)により、警務部長に推薦するものとする。

- (1) 年齢がおおむね30歳以下である者
- (2) 職員として採用後、おおむね5年以内である者
- (3) おおむね1年以上の実務経験を有する者
- (4) その他言語及び態度に節度があり、リクルーターとしての適性を有すると認められる者

2 警務部長は、前記1の推薦に基づき、リクルーター候補者の適性、能力及び出身校について審査した結果、適任であると認められるときは、指定書(様式第2号)を交付し、リクルーターに指定するものとする。また、第4の規程により再指定するときも同様に指定書を交付するものとする。

第4 指定期間

リクルーターの指定期間は1年とする。ただし、警務部長は、次に掲げるいずれかに該当する場合には、再指定することができる。

- (1) 学校の就職担当者及び進路担当者との良好な関係を保持する上で、必要と認められる場合
- (2) 指定解除における影響が大きいと認められる場合

第5 派遣及び運用

1 県本部警務課長(以下「警務課長」という。)は、リクルーターに第2の任務に当たらせようとする場合には、静岡県警察リクルーター派遣依頼書(様式第3号)により、リクルーターが所属する所属の長に派遣を依頼するものとする。この場合において、

警務課長は、当該リクルーターが所属する所属の長と派遣について協議を行うものとする。

2 リクルーターの運用及び事務は、警務課長が行うものとする。

第6 任務の報告

リクルーターは、第2の任務に従事したときは、募集活動実施結果報告書（様式第4号）により所属長を経由して警務課長に報告するものとする。

第7 指定の解除

1 所属長は、リクルーターが病気その他の理由によりリクルーターの指定を解除する必要がある場合には、静岡県警察リクルーター指定解除申請書（様式第5号）により警務部長にリクルーターの指定解除の申請を行うものとする。

2 警務部長は、前記1の申請を受理した場合には、指定解除書（様式第6号）により、リクルーターの指定を解除するものとする。

第8 教養の実施

警務課長は、リクルーターの任務を効果的に推進するため、リクルーターに対し教養を実施するものとする。

第9 名簿の作成

警務課長は、リクルーターを効果的に運用するため、静岡県警察リクルーター名簿（様式第7号）を作成し、常に整備しておくものとする。

第10 通称名の使用

1 警務課長は、警察職員募集活動を効果的に推進するため、必要に応じて、リクルーターにおける通称名を使用させることができるものとする。

2 通称名及び通称名を使用するリクルーターの範囲などについては、警務課長が別に定める。